



## 産業革新条例第10の1条の改正案の可決: スマート機械、5Gシステムに係る投資税額控除の適用期限が延長され、情報通信セキュリティ製品又はサービスに対する投資税額控除が新たに追加された

2019年に制定された《産業革新条例》第10の1条では、営利事業者によるスマート機械、第5世代移動通信システム(以下、5Gシステム)に関する新規のハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスへの投資について、投資税額控除の租税優遇が提供されました。当初の規定では、スマート機械は2021年末、5Gシステムは2022年末を適用期限としていましたが、アフターコロナ時代のスマート化を引続き推進し、技術研究開発段階にある5G産業を支援するため、立法院は

2022年1月27日、《産業革新条例》第10の1条の改正案を可決し、スマート機械と5Gシステムに係る投資税額控除の租税優遇をそれぞれ3年及び2年延長し、2024年12月31日を適用期限としました。また、国内産業の情報セキュリティ能力を強化するため、2022年1月1日から2024年12月31日までの情報通信セキュリティ製品又はサービスに対する投資税額控除の租税優遇が新たに追加されました。

今回の改正要点のまとめは以下のとおりです。

### 産業革新条例第10の1条

改正要点		改正内容
適用期間	全新スマート機械	2019.01.01 - 2024.12.31 (3年延長)
	第5世代移動通信システム	2019.01.01 - 2024.12.31 (2年延長)
	情報通信セキュリティ製品又はサービス	2022.01.01-2024.12.31 (新規追加)
情報通信セキュリティ製品又はサービスの定義		情報通信システム又は情報への不正アクセス、使用、制御、漏洩、破壊、改ざん、毀損又はその他の侵害を防止し、その機密性、網羅性及び可用性を確保するために、端末やモバイル機器の保護、ネットワークセキュリティ保守又はデータやクラウドセキュリティ保守に関連するハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスを指す。

## KPMG Observations KPMGの見解

今回の法改正では、情報通信セキュリティ製品又はサービスに対する投資税額控除が2022年1月1日から発効するほか、他のスマート機械及び5Gシステムに係る投資税額控除の適用期間が延長されました。但し、関連する控除率、税額控除の上限及び申請手順は変更されていません。よって当該投資税額控除の適用を希望される方は、「[スマート機械及び5Gシステム投資税額控除細則の正式公布](#)」(KPMGニュースレター2019-9号)を参照し、関連する投資証明書類の入手にご留意ください。

また、投資税額控除の適用申請において、統一発票又は支払証憑の帰属年度を申請及び投資税額控除年度とすることに留意が必要です。統一発票と支払証憑の帰属年度が異なる場合、統一発票の帰属年度を優先します。また、統一発票の取得を必要としない場合、例えば、海外から設備を購入した際にインボイスを取得した場合は、支払証明書類(例:送金証明書)の取得年度により認定されます。スマート機械や5Gシステムの輸入申告書や納品証明書は納品時の証明書類であるため、統一発票や支払証憑と帰属年度が異なる場合でも投資税額控除年度の認定には影響しません。営利事業者は適用申請においては、関連書類の帰属年度及び申請期限に留意する必要があります。

### 作者

パートナー 黄彦賓

副総経理 施淑惠

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾